


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始されることに伴い、当該事業に関する条項を追加するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第3条（事業）、第6条（利用することができる者）、第7条（利用の承認）及び第9条（利用料金）に総合事業に関する条項を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者ほっと支援センターきよはらにおいて、総合事業に係る第1号介護予防支援事業、包括的支援事業の適切な実施が可能となる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。